

法令制度下の税制 Q & A

解説 早稲田大学講師 川尻 秋生

実教出版発行 高校日本史A・高校日本史B執筆者

Q 1 **当時の税**は「物」でしたが、それらが役人に支給されるまでにはどのようなプロセスを経たのでしょうか。

ご承知のように、古代の日本で、現物を納める税としては、租・庸・調がありました。

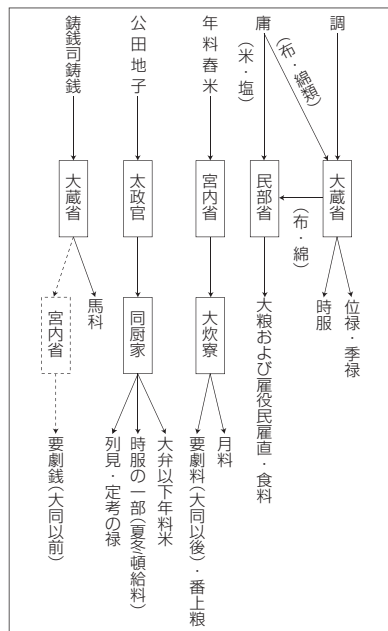
租は、春米⁽¹⁾（Q3参照）として一部京進するほかは、諸国の郡家⁽²⁾にあった正倉とよばれる倉に納められ、正税⁽³⁾として公出挙に用いられる場合、^{しんごう}賑給（Q2参照）などに用いる以外使用禁止とされる場合（不動穀）がありました。

調は、郷土の産物を納入する税目で、正調と調物の品目がありましたが、品目は多岐にわたりますが、絹・緇^{とじ}・糸・綿（現在の木綿ではなく真綿）・麻布などの繊維製品、鉄・鉄などの鉄製品、塩を含めて鮔・堅魚などの海産物、胡麻油などの油類、黄蘗（整腸剤）などの薬用品、漆などの塗料、腊^{ろう}などの干肉類などでした。国ごとの品目は、延喜主計式に載せられています。ただし、左右京・畿内は、調銭と呼ばれる銭の輸納が主でした。

調は諸国が徴収した後、郡司などを指揮者として中央に送られ、民部省とその被官である主計寮の監査のもと大蔵省に納入されました。そして、必要に応じて諸司に分配されるほか、官人に位禄（五位以上の官人で食封⁽⁶⁾を支給されない者に支給される）や季禄（２月と８月の２回、勤務状況のよい官人に位階に応じて支給される禄）などとして支給されました。

歳役^{さいえき}の代納物としての庸は、布に限られていたわけではなく、米・塩・綿・ 鮭・糸なども含まれていました。これらは、諸国で徴収された後、大宝 令では民部省に収納されることになっていたらしいのですが、慶雲3年 (706)年以降は、米・塩のみ民部省に納められ、布類は調と同じく、民部省と主計寮の監査のもと大蔵省に納入され るようになりました。布類の一部は大蔵省から位録や季禄として官人に支給されましたが、その大部分は民部省から 仕丁や衛士^{たいし}の大根^{たいこん}（食料や衣服料）として、あるいは雇役民^{こじき}の雇直^{こじき}や食料として支給されました。このほかにも、費 目はありますが、細かくなりますので省略します。詳しく知りたい方は、早川庄八「律令財政の構造とその変質」（『日 本古代の財政制度』名著刊行会、2000年）をご参照下さい。	糧 諸給与と財源との対応関係（早川庄八『日本 古代の財政制度』名著刊行会、2000年による）
--	---

一方、国司については、諸国の正税から別置された公廩^{こうりん}と呼ばれる稲を出挙し、その利稲から、地位にしたがって俸給が支払われました。国ごとの正税稲・公廩^{こうりん}稲などの数量は、延喜式主税式に載せられています。



諸給与と財源との対応関係（早川庄八『日本
古代の財政制度』名著刊行会、2000年による）

Q 2 「口分田の配給」は「税の徴収」に主眼があるわけですが、それは、「生活保障」になったのでしょうか。一家族に割り当てられる口分田は結構な広さがあり、とても耕作しきれないと思える例もあるようなのですが。

口分田の班給については、田令に規定があり、6年に一度班田収授が行われ、男子に2段、女子にその3分の2が与えられ、本人が死ぬば収公されることになっていました。ここまでは、教科書に載っていますが、田令にはさらに細かい規定があり、土地に狭い広いがある場合には、郷土の法に従うこと、地味が悪く隔年にしか耕作できない田(易^{よき}田)は、2倍与えることなどがみえます。また、口分田は受給者の家に近くに班給されることが原則でしたが、ほかの国や郡に与えられる場合もありました。毎日往来することが困難な場合には、口分田の近くに田家を設け、農繁期にはそこで寝泊まりしたり、賃^{ちん}租^そ(代価を払って土地を貸して耕作させること)や人を雇ったと考えられます。

当時は、賃租による耕作が広範に行われたと考えられ、すべての口分田が家族労働のみによって耕作されたとは限りませんし、田植えなど大規模な農作業を必要とする際には、周辺の家族が互助しあったと思われます。また、現在のような集約的な農業ではなく、かなり粗放であったと考えられています。

一方、長雨や日照り、大風などの異常気象、またイナゴなどの害虫による田への被害が生じた場合には、その状況

に応じて、租・庸・調、そして雑徭などが、免除される仕組みもありました。さらに被害の大きな場合には、義倉（粟などの雑穀を富裕者からの寄付や徴収によって貯えた倉のことで、災害時に貧した人々に給した）によって支給され、また天皇の命により、賑給（貧民や難民に、正税のなかから救済米を支給する制度）が行われる場合もありました。

Q3 「租」は国衙に納入するものですが、平城宮に「租」の米は納入されたのですか。

田租は、先に述べましたように、原則的には諸国の正倉に蓄えられ、正税として公出挙に用いられる場合、使用を禁止される場合（不動穀）がほとんどでした。しかし、田令によれば、諸国の租の一部を都に送ることになっていました（田租春米）。しかし、実際には、すでに天平期には、諸国の正税のうち出挙の利稲から、脱穀して京進していたことが、正倉院に伝来した正税帳からわかります。（年料春米）。ただし、米は重貨であったことから、すべての国が行っていたわけではなく、都に近い国が、海上輸送に適した縁海国に限られていました。延喜民部式には、年料春米を送っていた国々が列記されています。京進された米は、宮内省の大炊寮に納められ、官人の食料に充てられました。

ところが、律令制の変質とともに、庸米などの未進、調庸の粗悪化などの問題が起きてくると、従来の方式では、中央官庁で必要とする米が不足するようになりました。そこで、9世紀の終わりごろから、尾張国など18カ国から、国別に定量の春米を課し、太政官符（太政官の命令書）が請求するにしたがって、京進する制度ができました（年料租春米）。京進国は、年料春米と共通する畿内を除く近国および縁海国です。

一方、位禄・季禄に充てる調や庸も不足するようになると、今度は調庸を徴すべき現地から直接位禄や季禄を支給するようになりました（年料別納租穀）。年料別納租穀を負担する国は、年料租春米を負担する国とは排他的関係にあり、遠国が担当しました。年料租春米および年料別納租穀についての規定は、延喜式民部式にみられます。

Q4 上級官人に与えられる「封戸」に指定された農民たちは、その封主に全ての税を納め、諸国に税を納めることは免れたのですか。

封戸⁽⁶⁾には、官職によった職封^{しきふう}、位階によった位封、何らかの功績に対して与えられる功封、寺院や神社に与えられる寺封・社封などがありました。賦役令によれば、封戸に充てられた戸は、調庸のすべてと、田租の半分を封主に納めることになっていました。封戸は、一般的には郷単位（50戸）で設定される場合が多くみられました。しかし、天平11年（739）には、租もすべて封主に納めることに変更されました。畿内近くの国の租は脱穀して運び、都から遠い国は軽貨と交易して封主に送りました。調庸については、郡司たちが指揮して現物を運び封主に納めました。

租	田1段につき稲2足2把一収穫の3%に相当。男女とも課税。	諸国の正倉に蓄積。国衙の財産。
調	絹・緇・糸・綿・布から1種類。調副物は鉄・海産物など。	正丁1に対し次丁2／1、中男4／1。
庸	布2丈6尺（都での労役年10日のかわり）。	正丁1に対し次丁は2／1。
公出挙	稲を強制的に貸し付け、利息（5割）をつけて返納。	出挙の利稲は諸国国衙の財産。
義倉	凶作に備え、戸の貧富（9等級）に応じ粟を収納。	
雑徭	地方での労役年60日以下。	正丁1に対し次丁2／1、中男4／1。
兵役	令では正丁3人に1人の割合で徴兵。衛士1年、防人3年。	衛士は常時定員1000人前後。
仕丁	50戸ごとに2人の割合で、3年間都の官庁で労役。	

班田農民の負担

注

- (1) 春米^{しゅうまい}・・・春いて米（玄米・白米）にしたもの。
- (2) 郡家^{ぐんけ}・・・郡司が政務をとった役所。郡庁・官舎・正倉などの建物があった。
- (3) 正税^{しょうぜい}・・・正倉に貯蔵され、国司が管理運用した官稲。田租の多くは永年の備えとして貯蔵されたが、残りは出挙された。
- (4) 緇^{あざ}・・・平織りの絹布で、絹にくらべて粗いもの。
- (5) 腊^{ろう}・・・乾かした肉。
- (6) 食封・封戸^{しきふう}・・・官位に応じて、定められた数の戸を支給し、その戸が出す租の半分（のち全部）と調・庸の全部を与える制度。貴族の主な収入源。封戸は食封に指定された戸のこと。